妙高市地域づくり SDGs交付金要項



すべてはその手から

SDGs 妙高

《申請書提出期間》

○基礎交付金 : 令和5年5月31日(水)まで

○上乗せ交付金:随時(~令和6年3月29日まで)

<申請・報告・問い合わせ先>

◎妙高市 地域共生課 地域協働推進係

〒944-8686 妙高市栄町5-1 (妙高市役所3階)

電話: 74-0063 FAX: 72-9841

メール: chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

1 制度の目的

妙高市地域づくりSDGS交付金とは、持続可能なまちづくりを推進していくために、地域づくり活動団体が自主的・主体的に行うコミュニティ活動を支援することを目的とした交付金制度です。



2 対象団体

妙高市地域づくり協議会に加入する地域づくり活動団体(市内53団体)

3 対象期間

令和5年4月1日~令和6年3月31日の間に実施する事業

4 交付金のメニュー

SDGS交付金は、基礎交付金と上乗せ交付金で構成されています。

上乗せ交付金	【地域選択型交付金】 市が推進する活動メニューの中から、地域が取り組んで いる、又は新たに取り組む場合に交付
基礎交付金	[基礎交付金(全団体に交付)] ア. 400 円×世帯数+規模加算 イ. 700 円×75 歳以上高齢者数 合計金額

〈基礎交付金〉 ※アとイの合算額を全団体に交付

※交付金の使途や事業等は限定なし

ただし、特定の政治活動や宗教活動を目的とした事業は対象外

- ※世帯数は当年度4月1日現在の住民基本台帳に記録されている数
- ※高齢者数は当年度4月1日現在の住民基本台帳に記録されている数 (当年度内に75歳になるかたを含む)
- ※規模加算は次のとおり。

世帯区分	単価
250 世帯以下	50,000円
500 世帯以下	100,000 円

世帯区分	単価
750 世帯以下	150,000円
751 世帯超え	200,000円

5 令和5年度の制度の見直し内容

- 〇上乗せ交付金の「ウ.楽しく運動・健康づくり活動」の「(1)ラジオ体操」の項目は、小中学生の夏休み期間だけの申請は不可となりました。
- ○上乗せ交付金の「ク. 地域で取り組むSDGs」メニューを拡充し、ワールド ギフトやフードドライブの活動項目を追加しました。
- ○上乗せ交付金の「ケ. 地域パートナーシップ活動」メニューを追加し、地域が 福祉事業所や農業組合、商業者と連携した活動を支援します。
- ※SDGs…誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の 17 の目標。 2030 年の達成を目指して、国や企業などがさまざまな取り組みを進めていますが、地域や個人でもできることから積極的に行うことがとても重要です。

6 令和5年度の上乗せ交付金のメニュー

※各メニューを実施することで達成につながっていくSDGs17の目標を掲載しています。

【ア. 地域の助け合い推進活動(支え合い、助け合い活動)】

交付対	象事業	交付条件	交付金額
地域における高齢者や障がい者等の暮らしを支える住	(1) ごみ出し支援、見守 り巡回、除雪支援等	・5人以上で構成され ている実施組織が設 置されていること	1 組織につき 30,000 円
民主体型の共助活動(生活支援活動)を支援します。	(2) 買い物、通院支援	・5人以上で構成されている実施組織が設置されていること・1組織につき月2回以上実施すること	1 組織につき 40,000 円

【イ. つながる場づくり推進活動】

【ウ. 楽しく運動・健康づくり活動】

	人名古米	支口及加	支持人 療
交付対象事業		交付条件	交付金額
地域留慣しを 関で 関で で 地域で で で で で は で で で で で で で で で で で で で	(1)ラジオ体操	・1年を通じて、ラジ オ体操を年 20 回以 上実施していること・1回あたり5人以上 参加していること※夏休み期間だけの活 動は申請不可	1会場につき 20回以上29回まで 10,000円 30回以上39回まで 15,000円 40回以上 20,000円 町内会・自治会全体で、子 どもから高齢者まで多世 代が参加している場合は、 1会場につき10,000円を 加算
	(2) ウォーキング 活動 (3) スポーツ・レク リエーション 活動等	・町内会・自治会認め ・町内会・自治会が認めり を自治のあたいる をで、1回して をで、1回して をで、1回して をで、かかりる にはの場合ない とで、活動実施日としないのの ははのからないがあたいののでは、 と記(1)及び(2)以外のの とのようにはいかのでは、 とのようにはいかのでは、 とのようには、 とのようには、 とのようには、 とのようには、 とのようには、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	町内会・自治会につき 年 12 回以上 10,000 円 年 24 回以上 20,000 円 町内会・自治会全体で子ど もから高齢者まで多世代 が参加している場合は 10,000 円を加算 1 会場につき 20,000 円 子どもから高齢者まで多 世代が参加している場合 は、1 会場につき 20,000 円を加算

【エ.子ども育成活動】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域活動や体験活	子どもを中心とし	・体験活動等を年4回以	1組織につき
動を通じ、地域の	た地域活動、自然	上実施していること	50,000円
子どもたちの主体	体験活動、生活体	・参加する人数が5人以	
性を育み、ふるさ	験活動、郷土料理	上いること	
とへの愛着心の醸	教室など	※子ども会等が主催のレ	
成や社会参加を促		ク活動は対象外(クリ	
すための取り組み		スマス会、歓送迎会、	
を支援します。		旅行、キャンプなど)	
11 住み続けられる 17 パートナーシップで 食ちづくりを 目体を達成しよう	伝統文化継承活動	伝統文化の継承活動を	1組織につき
♠ ★		年12回以上実施してい	30,000 円
		ること	
		・参加する人数が5人以	
		上いること	

【オ. 花いっぱいのまちづくり活動】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域の環境美化活	対象となる資材は、	概ね20㎡以上の面積	1組織につき
動の促進と地域へ	草花の苗・種子及び	で、次のいずれかに該当	30,000 円
の愛着心の向上を	球根等、培養土・肥	する場所	
図ることを目的と	料等	①多数の人が観賞できる	
して実施する植栽		市内の公共道路に接す	
等の活動を支援し		る場所(原則、公有地)	
ます。		②町内、大字の入り口や	
11 ###################################		中心部等、活動状況が	
		認知される場所	
		③観光地、商店街等、来	
17 パートナーシップで 8と4音歌によう		訪者の人目に資する場	
HE SECULOR		所	
42 0		④遊休農地等の利用は、	
		道路沿い、または沿道	
		から眺望できる場所	

【カ. まなびの提供】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金額
地域住民にとって	子育て、防災、健康	地域活動人材、健康づく	1回につき
身近で目的を共有	づくり、地域の歴史	りリーダー、介護予防サ	2,000 円
しやすいテーマで、	文化、伝統、自然に	ポーター、食生活改善推	
楽しく学習できる	関する講座・講演	進委員等を中心に実施	
活動を支援します。	会・散策会・スマホ	すること	
4 50005 ** 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	講座		

【キ. 空き家の管理保全活動】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域における空き 家の適正管理に係	除雪や雪庇処理、敷地内の草木の除去、 建築資材の飛散防止等に係る活動を行う	1 組織につき 30,000 円
る活動を支援します。	こと ※所有者が分かっている場合は、対象外	
11 sayusa 17 sayus 17 sayus 17 sayus 17 sayus 18		

【ク. 地域で取り組むSDGs】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域でSDGsに 対する意識の向上 とSDGsを推進 する活動を支援し ます。	(1) S D G s に対する市民意識を高める ための研修会や講座の開催(SDG s 出 前講座など)・1回当たり5人以上参加していること	1回につき 2,000円
2 886 3 7470AX 1 8970 4 6000486 11 893006 15 893 15 893 15 893 16 893	(2)不用品の再利用(集会所等での一品寄付バザー、青空市、フリーマーケット,フードドライブ、ワールドギフト等を地域で開催など)・年2回以上実施していること	1回につき 20,000円
12 00588 17 (introduction of the control of the con		

(オ) 【ケ. 地域パートナーシップ活動】

交付対象事業	交付条件	交付金額
地域と各種団体が	地域課題に対し柔軟に対応できる組織づ	1活動につき
連携して行う活動	くりを進めるために、地域と各種団体や	30,000 円
を支援します。	企業等が一緒に実施する活動	
4 #ASSC 11 SARIES 12 OSSE 12 OSSE 17 OSSE 17 OSSE 18 O		

【コ. 活動保険の加入】

交付対象事業	活動例	交付条件	交付金	盆額
公民館総合補償制度等への加入	上記ア〜クの メニューを 1 つ以上実施し ていること	保険加入ア〜クの活動に必要な傷害保険加入料の助成	組織の世帯規模 を交付 世帯規模 100以下 101~200 201~300 301~500 501~1,000	金額 11,000円 15,000円 21,000円 29,000円 35,000円
			1,001 以上	41,000円

※留意事項

次に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・交付金の交付目的又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- ・交付金を宗教活動や政治活動等に要する経費に使用したとき。

7 令和4年度の実施状況(上乗せ交付金分)

メニュー	交付地域
ア. 地域の助け合い	瑞穂・赤倉
イ. つながる場づくり	田口・関川・末広町・東雲町・矢代
ウ. 楽しく運動健康	下町・斐太・関川・経塚町・田町・白山町・上町・水上・東赤倉・東雲町・ 矢代・二俣・小出雲二丁目・諏訪町
エ. 子ども育成	赤倉
オ. 花いっぱい	斐太・関山・本田北部・赤倉・上町・渋江町・東赤倉・東雲町・小出雲二丁 目・二俣
カ. まなびの提供	上町
キ. 空き家の管理保全	北親会・斐太・妙高温泉
ク. SDGs	上町
ケ. 活動保険	田口・下町・関川・経塚町・関山・田町・本田北部・赤倉・白山町・上町・水上・瑞穂・渋江町・東赤倉・東雲町・矢代・二俣・小出雲二丁目・諏訪町

8 全体の流れ

4月下旬 妙高市地域づくりSDGs交付金の書類一式を配布



~5月31日 基礎交付金の交付申請書の提出締め切り

※上乗せ交付金の申請は随時受付



6月上旬 交付金決定後、交付金の支払い(※1)

く交付金の振込み>

○基礎交付金 : 6月下旬までに団体が指定した口座に振込み。

○ ト乗せ交付金:交付決定後、15日以内に団体が指定した

口座に振込み。

~3月末 実績報告書の提出・精算

○基礎交付金 :活動終了後、翌年度の交付申請時に実績

報告書(総会資料等)を提出してください。

○上乗せ交付金:事業が完了した日から30日以内に実績報告書

(活動写真・領収書含む)を提出してください。

※1 基礎交付金は前払いしますが、精算はしません。

上乗せ交付金は前払いが可能ですが、申請事業にかかった経費が交付金額を下回った場合、活動写真や領収書がない場合、又は交付条件に反した場合は、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

※2 基礎交付金及び上乗せ交付金の申請書等は支所でも提出が可能です。 上乗せ交付金の活動内容の相談等はお手数ですが、地域共生課地域協働 推進係(74-0063)までお願いします。

9 申請・実績報告方法

【1-1】基礎交付金申請書類

1	別記様式第1号
	妙高市地域づくりSDGs交付金(基礎交付金)交付申請書兼請求書
2	令和5年度の事業計画書、または地域づくり活動団体の総会資料等
	(事業計画の内容がわかるもの)
3	令和5年度の収支予算書、または地域づくり活動団体の総会資料等
	(収支予算の内容がわかるもの)
4	地域づくり活動団体の令和4年度(前年度)の事業報告、又はこれに代わ
	る総会資料等
5	地域づくり活動団体の令和4年度(前年度)の決算書、又はこれに代わる
	総会資料等

【1-2】上乗せ交付金申請書類

1	別記様式第2号				
	妙高市地域づくりSDGs交付金(上乗せ交付金)交付申請書兼請求書				
2	(別紙)				
	妙高市地域づくりSDGs交付金(上乗せ交付金)交付申請内訳書				
3	※必要に応じ				
	令和5年度の事業計画等、事業内容及び収支予算がわかる書類				

【2】実績報告書類

基礎	1	翌年度の申請時に当該年度の地域づくり活動団体の総会資料等を
交付金		添付 (事業報告書及び収支決算報告書)
上乗せ	1	別記様式第5号
交付金		妙高市地域づくりSDGs交付金(上乗せ交付金)実績報告書
	2	(別紙)
		事業実績報告(上乗せ交付事業)・決算書・領収書・活動写真

※提出書類データは、市のホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/534.html



10 書類提出先・問い合わせ先

妙高市 地域共生課 地域協働推進係(妙高市役所3階)

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

電 話:74-0063 FAX:72-9841

メール: chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

地域づくUSDGs交付金 Q&A

- Q1 基礎交付金は、どのような事業を対象としていますか。
- A 1 地域づくり活動団体が、地域の課題解決や活性化に向け、自主的に企画・実施する事業を対象としており、具体的には次のような取組を想定しています。
 - ①地域の連帯感、絆の醸成につながる取組
 - ・親睦・交流:地区運動会、夏祭り、スポーツ交流など
 - ・意識啓発 :「妙高市民の心」の実践活動など
 - ②相互扶助活動等の取組
 - ・福祉・健康:敬老事業、地域のいこいの場づくり、高齢者への声かけなど
 - ・防犯・防災:災害時の助け合い、防犯パトロール、交通安全活動など
 - ③地域の活性化につながる取組
 - ・伝統文化の継承:さいの神、民俗芸能の継承など
 - ・環境美化 :ゴミ拾い、草刈りなど
- Q 2 上乗せ交付金の活動するにあたっての注意事項はありますか。
- A 2 条件を満たすことはもちろんですが、実績報告が必要となり、その際に活動の写真、 領収書を添付していただくので保管しておいてください。
- Q3 上乗せ交付金は、任意団体(体協、子ども会、青年会など)でも申請できますか。
- A 3 申請できます。ただし、交付対象団体が市地域づくり協議会に加入する地域づくり活動団体であるため、申請は任意団体の属する地域づくり活動団体からしてもらってください。
- Q4 上乗せ交付金は、複数の対象事業の申請は可能ですか。
- A 4 上乗せ交付金のすべての対象事業に申請していただくことはできますが、交付条件にある 実施回数以上の計画がないと交付金は交付されません。

(年度途中でも申請はできますが、交付条件は変わりません。)

- Q 5 上乗せ交付金の交付条件を満たせなかった場合や、交付額まで経費を使わなかった場合は、 どのようになりますか。
- A 5 交付条件にある実施回数以上の取り組みが行われなかった場合は、交付金を全額返還していただくことになります。

また、申請事業の交付額に残金が生じた場合は、残額を返還していただくことになります。

- Q6 上乗せ交付金交付決定後に決定事業が実施できなくなり、他の対象事業に変更を希望する場合。
- A 6 交付決定事業の取下げ申請を行い、新たな事業について、交付金の申請を行ってください。
- Q7 地域づくりSDGs交付金のほかに、地域の活性化や共助活動に対する支援はありますか。
- A 7 地域づくり活動団体や市民活動団体等が、地域の活性化や地域課題の解決のために取り組むまちづくり事業に対して、「妙高市地域の元気づくり活動補助金」が活用できます。この補助金に関する相談・問い合わせは、地域づくり協働センター(勤労者研修センター内電話73-7808)で受け付けています。